

## ▼施設監査での指導事項

### <施設運営関係>

- ・ 納入率目標量を目安とする献立作成にすること。
- ・ 秘密保持を定めた規定を策定するなど、必要な措置を講じること。
- ・ 災害ごとの施設防災計画を策定し、施設内の見やすい場所に掲示すること。
- ・ 避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。
- ・ 職員研修計画を作成すること。
- ・ 重大事故発生時の役割分担表を作成し、それに基づき訓練すること。

## ▼確認監査での指導事項

- ・ 運営規程・重要事項説明書(入園の手引き)を最新の情報に見直すこと。
- ・ 秘密保持を定めた規定を策定するなど、必要な措置を講じること。[再掲]
- ・ 職員研修計画を作成すること。[再掲]
- ・ 重大事故発生時の役割分担表を作成し、それに基づき訓練すること。[再掲]
- ・ 適正な賃金改善を実施すること。
- ・ 処遇改善加算Ⅱの対象職員に対して発令又は職務命令を行うこと。
- ・ 処遇改善等加算について、職員の職位又はこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備すること。

## ▼検査での指導事項

- ・ 指導事項なし

## 令和4年度の施設監査等での指導事例とポイント

### (1)職員の確保・配置基準

#### ○指導事例

- ・ 保育従事者の配置基準が満たされていないため、速やかに改善すること。
- ・ 確認基準に応じた職員を配置できていないため、速やかに改善すること。

#### ○ポイント

- ・ 各施設等の運営基準を定める条例の中で、保育教諭等の配置について、必要な資格等を持った職員が、「常時2人を下回ることはできない」となっています。早朝や夕方、土曜日など利用者が少ない時間帯でも職員配置を満たすよう、留意してください。(保育所:最低基準条例規則第7条、幼保:設備運営基準条例第5条第3項、家庭的:最低基準規則第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項)
- ・ 職員の確保や定着化に積極的に取り組み、適切な教育・保育等を提供できるような職員の勤務体制を確保してください。(確認基準条例第21条、第47条)
- ・ 子育て支援員等を保育士とみなすことができる保育士の配置特例を利用する場合には別途届出が必要です。
  - ～保育士配置特例～
  - ①朝夕の保育士配置の要件弾力化
  - ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用(3歳以上児を預かる場合のみ)
  - ③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

### (2)運営規程・重要事項の説明

#### ○指導事例

- 運営規程・重要事項説明書(入園の手引き)を最新の情報に見直すこと。
- 上乗せ徴収について、保護者から文書による同意を得ること。
- 重要事項説明書を、施設内に掲示すること。

#### ○ポイント

- 施設・事業所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。(確認基準条例第20条・第46条)
  - 施設・事業の目的及び運営の方針
  - 提供する特定教育・保育又は特定地域型保育事業の内容
  - 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 教育・保育等の提供を行う日(1号認定子どもの利用定員を定めている施設は、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日
  - 支給認定保護者から受領する利用者負担金その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - 支給認定区分ごとの利用定員
  - 施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む。)
  - 緊急時等における対応方法(事故発生時や防犯)
  - 非常災害対策
  - 虐待の防止のための措置に関する事項
  - その他特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に関する重要な事項
- 運営規定の内容に変更があった場合は、速やかに変更届出書の提出をお願いします。
- 重要事項に対する利用者の同意を得る必要があります。(確認基準第5条・第38条)
- 上乗せ徴収部分は文書による同意が必要です。(確認基準第13条・第43条)
- 重要事項説明書は施設内に掲示する必要があります。(確認基準第23条・第50条)ただし、掲示が困難な場合は、利用者等が手に取りやすい場所に備えることも可としています。

3

### (3)事故防止・安全対策

#### ○指導事例

- 災害ごとの施設防災計画を策定し、施設内の見やすい場所に掲示すること。
- 避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。
- 事故発生防止のための指針を策定し、職員間で周知すること。

#### ○ポイント

- 火災だけでなく、地震や風水害など、施設の周辺地域の環境や立地条件等から想定される非常災害ごとに、安全確保の体制や避難方法等を定めた施設防災計画を定める必要があります。(保育所:最低基準条例第6条、家庭的:最低基準条例第7条、児発第471号通知)
- また、施設防災計画については施設の見やすい場所に掲示する必要があります。(保育所:最低基準条例第6条、家庭的:最低基準条例第7条)ただし、掲示が困難な場合は、利用者等が手に取りやすい場所に備えることも可としています。
- 消火訓練及び避難訓練は毎月1回(幼保連携型認定こども園は年2回)行わなければならないとされています。(保育所:最低基準条例第6条第2項、第3項 幼保:消防法施行規則第3条第10項 家庭的:最低基準条例第7条第2項)
- 事故発生防止のための指針を策定したり、再発防止策を職員間で周知徹底する体制を整備してください。(確認基準条例第32条、第50条)

4

### (4)設備基準

#### ○指導事例

- ・0、1歳児の面積が一時的に基準を割っているので、クラス配置等に気を付けること。
- ・保育備品等が増加していたため、有効面積を再度確認して設備基準を遵守すること。

#### ○ポイント

- ・保育室等の面積については、在園児に見合う面積を確保する必要があります。クラス配置や、施設構造の変化によって面積基準を割ることがないよう、ご注意ください。

<保育所、幼保連携型認定こども園の保育室等の面積基準>

・乳児室：乳児又は満2歳未満の幼児のうちほふくしないもの1人につき $1.65\text{m}^2$

・ほふく室：乳児又は満2歳未満の幼児のうちほふくするもの1人につき $3.3\text{m}^2$

・保育室又は遊戯室：満2歳以上の幼児1人につき $1.98\text{m}^2$

※ただし、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合は特例措置あり。

(保育所：最低基準条例第34条、幼保：設備運営基準条例第7条第6項)

<家庭的保育事業等の保育室等の面積基準>

・乳児室又はほふく室：乳児又は満2歳未満の幼児1人につき $3.3\text{m}^2$

・保育室又は遊戯室：満2歳以上の幼児1人につき $1.98\text{m}^2$

(最低基準条例第28条、第32条、第43条、第48条)

- ・建具やロッカー等の固定家具等を配置する場所は有効面積に含まないことにご注意ください。